

分区条例用途規制一覧表(案) ※着色部分：追加修正

各分区では、下の表の「○」印以外のものが規制されます。

構 築 物 の 種 類			商港区	工業港区	漁港区	マリナー 港 区	修景厚生 港 区	
港湾施設 (港湾法第2条第5項)	第2号	外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁	○	○	○	○	○
	第3号	係留施設	岸壁、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋、物揚場及び船揚場	○	○	○	○	○
	第4号	臨港交通施設	道路、駐車場、橋りょう、鉄道、軌道、運河及びヘリポート	○	○	○	○	○
	第5号	航行補助施設	航路標識並びに船舶の出入港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設	○	○	○	○	○
	第6号	荷さばき施設	固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋	○	○			
	第7号	旅客施設	旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所	○			○	
	第8号	保管施設	倉庫、野積場、貯木場及び貯炭場	○	○		○	
			危険物置場及び貯油施設		○		○	
	第8号の2	船舶役務用施設	船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設、船舶修理施設並びに船舶保管施設	○	○		○	○
	第8号の3	港湾情報提供施設	案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設	○	○		○	○
	第9号	港湾公害防止施設	汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設	○	○	○	○	○
	第9号の2	廃棄物処理施設	廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破砕施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設	○	○	○	○	○
	第9号の3	港湾環境整備施設	海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境整備のための施設	○	○	○	○	○
第10号	港湾厚生施設	船舶乗組員及び港湾における労働者の宿泊所、診療所その他の福利厚生施設	○	○	○	○	○	
第10号の2	港湾管理施設	港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設	○	○	○	○	○	
第12号	移動式施設	移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設	○	○				
海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、船舶食料品供給業、船舶給水業、飼料・有機質肥料製造業、精穀・製粉業、一般機械器具製造業、金属製品製造業、石油製品販売業、大型自動車整備業、水先業、サルベージ業、網取業、曳船業、通関業、海上清掃業及び生コンクリート製造業を行う者の施設 これらの施設に従事する者のための休憩所、宿泊所及び診療所			○	○				
港湾関連企業及びこれに従事する者のための会議場施設、展示施設、研修施設その他の共同利用施設 港湾及び海洋についての情報処理施設及び研究施設 トラクターミナル、卸売市場（水産物卸売市場を除く。）その他の流通業務施設 これらの施設に従事する者のための休憩所、宿泊所及び診療所			○					
原料若しくは製品の一部の輸送を海上運送若しくは港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場及び事務所並びにこれらの附帯施設 これらの施設に従事する者のための休憩所、宿泊所及び診療所				○				
漁船のための係留施設、燃料補給施設、給水施設及び給氷施設 漁船の修理施設、造船施設及びこれらの附帯施設 水産物卸売市場その他水産物の荷さばきに必要な施設 漁舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設 冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設 製氷工場、冷凍工場その他水産物の加工工場及びこれらの附帯施設 網干場、網倉庫その他漁具の補修及び保管に必要な施設 漁船乗組員及び漁業関係者の休憩所、宿泊所及び診療所 漁業会社、漁業組合その他の水産物関連事業を営む事務所及び工場並びにこれらの附帯施設					○			
スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート、遊覧船等のための用具倉庫及び船舶上架施設 マリナー利用者のための集会所、クラブ事務所、スポーツ施設及びレクリエーション施設						○		
港湾資料館及びこれに類する施設							○	
当該港湾施設に従事する者及びその利用者のための持ち帰り・配達飲食サービス業を営む店舗並びにコンビニエンスストア及びホームセンター（その床面積が右欄のものに限る。）並びにこれらの附帯施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の規定に該当するものを除く。）			○	○	○	○	○	
飲食に関する店舗は、150㎡以下のもの 物販に関する店舗は、200㎡以下のもの ただし、市長が指定する区域にあっては、飲食店、物販店ともに10,000㎡以下のもの								
1,000㎡以下のもの					○	○	○	
旅館及びホテル並びにこれらの附帯施設。（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の規定に該当するものを除く。）						○	○	
飲食店及び物販店並びにこれらの附帯施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の規定に該当するものを除く。）						○	○	
10,000㎡以下のもの								
市長が指定する経済・観光振興指定区域にある ・飲食店 ・物販店 ・会議場施設、展示施設、研修施設その他共同利用施設 ・上記のほか経済及び観光の振興に資するものとして市長が特に認める施設 （その床面積が右欄のものに限る。）並びにこれらの附帯施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の規定に該当するものを除く。）			○					
10,000㎡以下のもの								
市長が指定する官公署の施設			○	○	○	○	○	